

令和6年12月2日に現行の保険証が廃止となり、マイナンバーカードを健康保険証として使うマイナ保険証に原則一体化されます。



マイナンバーカードを健康保険証として使うと
こんなにもいいことがたくさん！！



マイナンバーカード1枚の確認でOK！

医療機関、薬局の窓口へ持参する証類が不要だよ！（高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証など）



医療費控除の確定申告手続きが簡単！

マイナポータル上で年間の医療費通知情報が取得でき、確定申告に必要な情報も自動的に入力されるから便利だよ！



自身のデータに基づいた医療を受けられる！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも薬歴や、特定健診の結果など医師や薬剤師と共有できるよ！



安心して使用できる！

災害などの緊急時には、口頭の同意だけで薬歴などの情報が医師や薬剤師に自動的に連携されるから、万が一の時でも安心だよ！



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越などをしてしても健康保険証として使えるよ！

※医療保険者が変わる場合は届出が引き続き必要となるから注意してね！



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されるよ！

マイナンバーカードを健康保険証として登録するには！

- ・マイナポータルから
- ・セブン銀行 ATM で
- ・医療機関・薬局の受付で

登録できるよ！

